

一般社団法人大阪府建団連 御中

大阪府(産業廃棄物指導課)
大阪市(産業廃棄物規制グループ)
堺市(環境対策課)
豊中市(事業ごみ指導課)
高槻市(資源循環推進課)
枚方市(環境総務課)
八尾市(産業廃棄物指導課)
東大阪市(産業廃棄物対策課)

建設廃棄物に係る元請責任について(依頼)

日頃は、廃棄物行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて今般、大阪府警察本部より別添のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の違反事例について、情報提供及び周知等の依頼がありました。

本事例は、不動産流通事業などを営む大手企業が元請である住宅外構工事において、元請業者から下請業者へ産業廃棄物の収集運搬・処分を含めた工事一式が委託され、この下請業者からさらに委託を受けた者が廃棄物を投棄したものです。

また、この工事及び同じ元請業者によるマンション内装工事の下請業者は、産業廃棄物の収集運搬業の許可を持たないのに産業廃棄物の処理を含めて受託しており、元請業者は許可を持たない者への委託禁止違反、下請業者は許可を持たない者の受託禁止違反で法人及び役員等が検挙されたもので、元請業者が排出事業者責任を果たしていれば防げるものでした。

貴団体におかれましては、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者が排出事業者として法に定める基準に従い適正に取り扱うよう、会員の皆様に改めて周知いただくとともに、建設廃棄物の適正処理等について、会員を対象とした研修等の実施をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、啓発リーフレットを大阪府ホームページに掲載しておりますので、会員の皆様への周知にご活用ください。

また、会員を対象とした研修等については、講師の派遣ができる場合がありますので、その際には以下の問合せ先あて御相談いただきますよう併せてお願いいたします。

< 参考 >

- 啓発リーフレット『建設工事が出る産業廃棄物は「元請業者」に処理責任があります』
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/29478/00000000/motouke.pdf> (大阪府ホームページ)

【問合せ先】

大阪府 産業廃棄物指導課
排出者指導グループ 担当：小西、山口
電話番号 06-6210-9570